

公益財団法人ソーシャルサービス協会

第20回（みなし）評議員会議事録

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 福岡事業所の閉鎖

住所：福岡県田川市大字川宮1711番地9

提案：福岡事業所を2019年12月31日付で閉鎖する

理由：事業所は、移動介護従事者養成研修事業及び介護職初任者養成研修等の事業を実施し、資格を取得した方の雇用促進を図るための事業活動を行ってきたが、近年、受講者を募集しても応募者がなく、ごく少人数の開校であったりし、受講生の確保が困難になってきている。今後の事業活動の継続が困難であると判断した。

第2号議案 青森事業所の閉鎖

住所：青森県青森市青柳一丁目8番13号

提案：青森事業所を2019年12月31日付で閉鎖する

理由：事業所は地域に喜ばれる仕事、すべての人が共生できる社会などを目指し、活動をしてきたが、2年前に委託を受けていた送迎業務が、委託者法人の業務見直しにより終了を余儀なくされた。以後、新規事業・生活困窮者自立支援に関する事業などを模索してきたが、残念ながら業務へと結びつくことが出来なかった。新規業務獲得の厳しさ、受託に向けた体制が整えにくい状況となっていることもあって、閉鎖の判断をした。

第3号議案 定款変更（従たる事業所の閉鎖） 変更日 2020年1月1日

提案：福岡事業所の閉鎖 閉鎖日 2019年12月31日

住所：福岡県田川市大字川宮1711番地9

青森事業所の閉鎖 閉鎖日 2019年12月31日

住所：青森県青森市青柳一丁目8番13号

<定款>

変更前	変更後
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。	2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。
(1) 旭川事業所 北海道旭川市大町2条9丁目77-46	(1) 旭川事業所 北海道旭川市大町2条9丁目77-46
(2) 青森事業所 青森県青森市青柳一丁目8番13号	(2) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号
(3) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号	(3) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番26号 宮井ビル7階
(4) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番26号 宮井ビル7階	(4) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地
(5) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地	(5) ワークセンター 京都府京都市伏見区桃山町金井戸島13番地48
(6) ワークセンター 京都府京都市伏見区桃山町金井戸島13番地48	(6) 田川事業所 福岡県田川市新町10番60号
(7) 田川事業所 福岡県田川市新町10番60号	(7) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城428番地1
(8) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城428番地1	(8) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目7番地1
(9) 福岡事業所 福岡県田川市大字川宮1711番地9	
(10) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目7番地1	

2. 一の事項の提案をした理事の氏名 代表理事 神田 豊和
3. 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和元年10月18日
4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 代表理事 神田 豊和

なお、各評議員の同意書及び監事の異議がない旨の書面は、別紙のとおり。

以上のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第39条の規定にもとづく提案について、評議員全員が書面により同意の意思を表示し、各監事が異議を述べなかったため、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するために本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が次に署名捺印する。

2019年10月18日

公益財団法人ソーシャルサービス協会
代表理事 神田 豊和 印

以上